

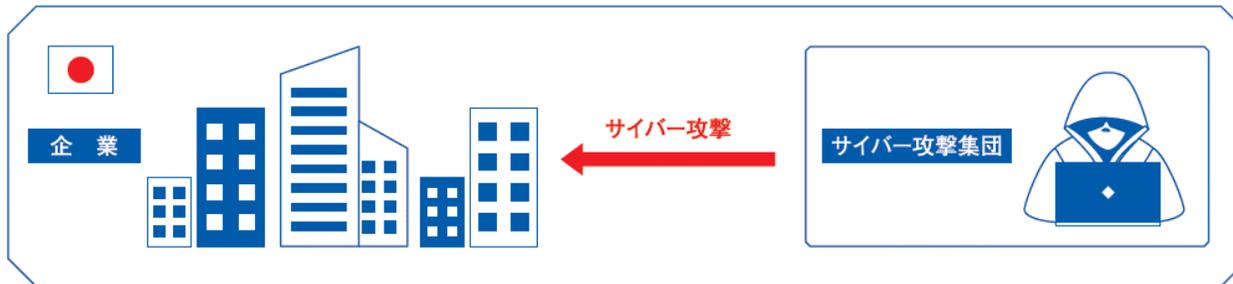


警察庁

National Police Agency

CASE

平成28年から翌年にかけて、住所、氏名などを偽って日本のレンタルサーバの契約に必要な会員登録を行ったとして、令和3年、警視庁が中国共産党員の男を検挙しました。この事件の捜査を通じ、航空宇宙関連組織に対するサイバー攻撃が、中国人民解放軍を背景に持つ可能性が高いサイバー攻撃集団によって実行されたものと結論付けられました。他にも、同一の攻撃集団が関与している可能性が高いサイバー攻撃が、約200の国内企業などに対して実行されていたことが把握されました。



CASE

外国に進出している日本企業が、現地の経済特区への移転について交渉していた際、外国当局から、技術情報などの提供・共有を要求されました。同社が、この要求を拒否したところ、その日からサイバー攻撃を受ける事態になりました。



警察庁

National Police Agency



警察庁

National Police Agency

CASE

大手通信関連会社の従業員が、平成31年2月から3月にかけて、同社の営業秘密である無線基地局の実証実験に関する情報を不正に領得し、ロシアの情報機関員とみられる者に渡したとして、警視庁が両人を不正競争防止法違反などの罪で検挙しました。



CASE

外国政府機関職員は、日本の先端技術を有する企業の複数の職員に対し、帰宅途中を見計らって声を掛け、道を尋ねる口実で接近しました。後日個人的に会おうと酒席へ誘い出していました。



警察庁

National Police Agency



警察庁

National Police Agency

CASE

国内のある大学では、情報の流出防止に関する“輸出管理条項”を盛り込んだ上で、外国の大学と人材交流プログラムを締結しました。その後、先方から既存の合意書を再作成したいとの要望があったことから内容を確認したところ、新しい案文では“輸出管理条項”が何の説明もなく削除されていました。

CASE

外国企業が、日本の大学教授に共同研究を持ち掛けました。教授は、この外国企業が別の国の規制リストに掲載されていたことから申し出を断りましたが、「形式だけ別の企業の名前を使うのはどうか」と提案されました。



警察庁

National Police Agency